

第49号議案

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年6月12日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

春日浦地区内における建築物等の制限の変更に伴い、所要の改正を行うため提案する。

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年蒲都市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 戸建て住宅

第3条第3項を次のように改める。

3 春日浦地区計画の計画図に示すC地区（以下「C地区」という。）内においては、次に掲げる建築物以外の建築物を、建築してはならない。

(1) 戸建て住宅で延べ面積の10分の7以下を居住の用に供し、かつ、令第130条の3各号、次号オ又は診療所の用途を兼ねるもの（ただし、原動機を使用する作業場を有する場合にあっては作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のものに限る。）

(2) 次のアからカまでに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以下のもの

ア 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号、（へ）項第3号、（ち）項第2号及び第3号に掲げる用途以外の用途に供する店舗並びに飲食店その他これらに類するもの

イ 事務所

ウ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場

エ 倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）

オ 原動機を使用する作業場の床面積の合計が50平方メートル以下で、法別表第2（と）項第3号（ただし、同号（2の2）を除く。）及び（り）項第3号に掲げる事業以外の事業を営む工場

カ 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で令第130条の9の表の準住居地域の欄に定める数量を超えないもの

(3) 法別表第2（い）項第6号及び（は）項第4号に掲げる福祉施設

(4) 病院及び診療所

(5) 法別表第2（い）項第7号に掲げる公衆浴場

(6) 法別表第2(イ)項第9号及び(ハ)項第7号に掲げる公益施設

(7) 図書館、博物館その他これらに類するもの

(8) 前各号の建築物に附属するもの

第5条に次の1項を加える。

2 C地区内においては、建築物の敷地面積は、300平方メートル以上でなければならない。ただし、第3条第3項第6号に掲げる建築物は、この限りでない。

第6条の見出し中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第1項中「延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 C地区内においては、建築物等の高さは、18メートルを超えてはならない。

附 則

この条例は、東三河都市計画春日浦地区計画に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく都市計画の変更の告示の日から施行する。